「茅ヶ崎市週休２日制確保モデル工事試行要領（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」
の改正について

国土交通省における週休２日制工事の積算基準等の改定に伴い、本市においても一部内容の変更や補正係数の反映を行い、令和６年８月１日以降に公告するモデル工事から適用することといたしました。

◎　改正の概要【建築工事・電気設備工事・機械設備工事】

（1）　経費の変更

・「４週８休以上」の経費を、「通期の週休２日※（４週８休以上）」の経費として変更します。

表　改正の概要（建築・電気設備・機械設備工事）

項目	新（改正内容網掛け）	旧
経費の補正	**・通期の週休２日【４週８休以上】**	・４週８休以上

※　通期の週休２日　：工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。